2020年 7月13日

法人文書不開示決定通知書

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史 様

(開示請求者)

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究セ



2020年 6月 2日付けの法人文書の開示請求(第126号)について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した開示請求文書の名称
- (1)医療法に基づき、医療事故(医療法6条の10等)について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、一般社団法人日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)へ報告した事案の件数
- (2) 前記1項について、医療事故の報告内容
- (3)医療法に基づき、事故等事案(医療法施行規則9条の20の2第1項第14号)について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数
- (4) 前記3項について、事故等事案の報告内容
- 2 不開示とした理由
- 上記1(1)及び(2)の文書 開示請求にかかる文書を保有していないため。

上記1 (3) 及び(4) の文書

不開示情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号)に該当する。

部分開示とした決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の 規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立精神・神経医療研究 センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知っ た日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起するこ とができなくなります。)。

* 担当課等 総務課総務係 TEL042-341-2711(内線 2113)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 代表 多田 雅史 様

書類送付のご案内

下記について、別添の通りお送りします。

・法人文書不開示決定通知書

以上

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 総務部総務課総務係長 志田 松之助 TEL 042-341-2712 (内線 2313) FAX 042-344-6745 Mail m-shida@ncnp. go. jp